

資 料 提 供
令和7年3月27日
監査委員事務局
担 当 : 大山
内 線 : 5 1 1 4
直通電話 : 513-5114

広島高速道路公社における再発防止策の内容
及びその有効性等に関する監査（随時監査）
の結果報告書

広 島 県 監 査 委 員

広島高速道路公社における再発防止策の内容及びその有効性等に関する
監査（随時監査）の結果

令和7年2月17日

広島県監査委員	小林	秀矩
同	山下	智之
同	門前	智
同	三田	利江子

第1 監査の概要

1 監査の実施根拠

知事から、広島高速道路公社（以下「公社」という。）が策定した再発防止策の実施状況等について監査の要請があり、当監査委員も監査の必要性を認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく監査（随時監査）を実施した。

2 監査要請の受理

令和2年1月7日

3 監査の要請事項

高速5号線シールドトンネル工事契約に係る第三者委員会による調査報告書を踏まえて公社が策定した再発防止策の実施状況等

第2 監査の実施

1 監査の対象

公社における再発防止策の内容及びその有効性等について

2 監査対象機関

監査対象機関は、次表のとおり、財政的援助団体が1団体である。

機関名	監査実施日	職員調査日	監査の方法
広島高速道路公社	令和6年12月4日	令和6年11月5日	実地

※ 令和2年3月16日に随時監査結果を公表して以降、県土木建築局及び公社に対して毎年度監査を実施しており、その結果については公表済みである。

3 監査の実施方法

対象機関における関係書類等を確認するとともに、関係職員から聴取調査を行った。

第3 知事の要請による監査の結果

公社は、高速5号線シールドトンネル工事契約に係る第三者委員会による調査報告書を踏まえて再発防止策を実施するとともに、令和2年12月に策定した「公社改革の方向性」に沿って、具体的な取組を実行している。

当監査委員は、令和2年1月以降、5回の監査を実施し、その結果を取りまとめて公社

に対して意見を述べてきたところである。今回の監査において確認された公社の取組状況は次のとおりであり、再発防止の取組や「公社改革の方向性」に掲げる取組が、引き続き着実に実施されている。

昨年7月には新理事長が就任し、公社経営の品質の更なる向上に向け、「公社改革の第2ステージにおける展開」が示された。新理事長のリーダーシップの下、役職員一丸となってこれらの取組を自律的に進め、県民・市民に信頼される公社となるよう、引き続き広島県や広島市と連携しながら取り組んでいただきたい。

(1) 再発防止策の実施状況について

外部有識者で組織する入札監視委員会において、令和6年2月及び8月に半期ごとの契約を審議し、いずれも適正に行われているとの評価を受けている。併せて、今年度から、当初契約額の30%を超える増額の契約変更の手続を行った場合には、当該事案を入札監視委員会へ報告することにより、契約手続の透明性の確保をより一層図っている。

また、職員の能力や意識の向上を図るため、コンプライアンス研修や各種専門研修に職員を積極的に参加させている。

加えて、こうした取組状況や今後の進め方を随時公表しており、公社として県民・市民への説明責任を果たしながら、経営陣が先頭に立って公社改革の実現に向けて取り組んでいる。

(2) 「公社改革の方向性」に基づく取組状況について

公社では、これまで進めてきた再発防止策を、「公社改革の方向性」に含めて継続して取り組んでいる。

ア 公社ガバナンスの強化

経営会議や部会の定期的な開催により、意思決定プロセスの的確化や円滑化を図るとともに、監査室による会計監査及び業務監査を定例的に実施する仕組みを確立し、監理体制の強化を図っている。

イ 将来を見据えた組織づくり

継続的にプロパー職員の管理・監督職への登用や若手職員の計画的採用及び研修体系の再構築など職員の人材育成を図っている。

また、公社を取り巻く環境変化を見据え、将来にわたり事業活動に関わる様々なリスクに対処するためのリスクマネジメントを推進するため、組織横断チームにより年度単位でのリスクの洗い出しを進めている。

ウ 職員が幸せを感じる職場環境の整備

公社全体のシステムに係るICT基本計画に基づき、スケジュール管理等の事務システムなどの導入により業務の効率化を進めるとともに、DXに関する施策を全社的かつ総合的に推進していくため、DX推進本部を設置し、経営基盤の強化に向けて「広島高速DXプラン（仮称）」の策定にも着手している。